

生物多様性はままつ戦略 2024(案) に対するご意見ありがとうございました

市民の皆さんからの提出意見と
その意見に対する市の考え方の公表



令和5年11月から12月にかけて実施しました生物多様性はままつ戦略2024(案)に対する意見募集(パブリック・コメントの実施)に貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

意見募集を行った結果、市民等29人、2団体から63件のご意見が寄せられましたので、それらのご意見とご意見に対する市の考え方を公表いたします。

ご意見につきましては、項目ごとに整理し、適宜要約し掲載しております。

また、お寄せいただきましたご意見を考慮して、「生物多様性はままつ戦略2024」を策定し、令和6年4月からの実施を予定しています。今後とも、生物多様性に対するご理解とご協力をお願いいたします。

なお、この内容は、市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)にも掲載しております。

令和6年2月

浜松市環境部環境政策課

〒432-8023 浜松市中央区鴨江三丁目1番10号

TEL 053-453-6149

FAX 050-3606-4345

Eメールアドレス kankyous@city.hamamatsu.shizuoka.jp

1 はじめに（1件）

| | |
|---------|--|
| 要望 1 | アカウミガメ幼体が昼間の砂浜を海に向かってゆく写真があるが、自然界ではあまり見られない光景かと思う。人間の介入が大きい放流会の写真であれば削除した方が良いと考える。 |
|---------|--|

【市の考え方】案の修正

ご意見を踏まえ、写真を削除します。

2 第1章 戦略の基本的事項

第1節 戦略の位置付け（1件）

| | |
|----------|---|
| その他 1 | 2030年までのネイチャーポジティブに向けたイメージ図に「2050年までに完全回復」とあるが、何年前に回復させるか基準を知りたい。自然を完全回復させることは、不可能と考える。 |
|----------|---|

【市の考え方】その他

ネイチャーポジティブは、特定の年代への完全回復ではなく、「損失を止め、回復軌道に乗せる状態」にするという考え方です。

3 第2章 戦略の目標

第1節 浜松市の生物多様性の課題（10件）

| | |
|----------|--|
| その他 2 | 絶滅が危惧される貴重種の保全が必要としているが、三方原の貴重植物が市により保護されていない。 |
|----------|--|

【市の考え方】その他

市が全ての貴重種、場所を保護・保全していくことは困難なため、法的根拠のある種などから優先順位を付け保全していきます。貴重種の保護・保全には、市民・事業者・市民活動団体・専門家などの多様な主体の連携を図る仕組みづくりが必要です。

| | |
|---------|---------------------------------|
| 質問 1 | 「特定外来生物対策」とは、具体的にはどのようなことを行うのか。 |
|---------|---------------------------------|

【市の考え方】その他

15ページの「第3章 第2節」のネイチャーポジティブ・はままつプロジェクト2の「特定外来生物の防除」に記載のとおり、クリハラリス、ヌートリア、アライグマの3種の特定外来生物について、捕獲による防除を推進しています。

| | |
|---------|---|
| 要望 2 | 外来種による農作物への被害は「生物多様性」と直接関係ない。侵略的外来種対策の案ならよいが、生物多様性戦略には入れなくてもよいのではないか。 |
|---------|---|

【市の考え方】その他

外来生物が社会に与える影響も生物多様性の問題の一つと考えます。また、「生態系の多様性」を維持することも重要です。水田などの二次的自然環境の保全も生物多様性に資すると考えています。

| | |
|-----------------|---|
| 提案 1 | 野生鳥獣による農作物被害が増えている。原因として、地球温暖化の影響、戦後の拡大造林により針葉樹林となり、雑木がなくなった事も考えられる。 対策として、山林の針広混合林の拡大、ジビエとしての利用推進の援助を検討すべき。 |
|-----------------|---|

【市の考え方】 今後の参考

気候変動対策及び、生物多様性保全のため、森林の適正管理を進めてまいります。
針葉樹林の針広混交林化については、本戦略に記載はありませんが農林部局において事業を進めてまいります。
民間においてはジビエへの活用がされていますが、市の施策としましては、今後の参考とさせていただきます。

| | |
|-----------------|---|
| 要望 3 | アサリ、シラスウナギの重要水産種については、それを育む周りの生物や生息環境に配慮しないと改善は望めない。漁獲の厳格化、漁獲量制限をするなど、実効性のある対策が必要ではないか。 |
|-----------------|---|

【市の考え方】 今後の参考

漁獲量制限は、漁業者及び関連産業への影響が大きいため、慎重に検討する必要があると考えます。ご意見は今後の参考とさせていただきます。

| | |
|-----------------|--|
| 提案 2 | 海洋プラスチックごみ対策として、海への流出量を削減できるような実効性のある対策が必要。例えば、プラスチックの使用制限、販売制限、市の管理区域にはペットボトル飲料の入った自動販売機を設置しないなど。 |
|-----------------|--|

【市の考え方】 その他

海洋プラスチックごみ対策については、22 ページの「第3章 第3節」の取り組み方針4において「海洋プラスチックごみの対策」及び「はままつ脱プラスチック推進事業者登録制度」を挙げておりますが、これ以外にも現在本市では、本庁舎や各区役所、行政センターへのウォーターサーバーの設置や、市有施設の自動販売機におけるペットボトル飲料の販売本数の削減に取り組んでいます。

| | |
|-----------------|---|
| 提案 3 | 松くい虫・ナラ枯れの大きな原因の一つに、管理不足が考えられるため、公園のコナラ大木の剪定、耐性のあるクロマツへの植え替えなどをすべき。農薬による松くい虫などの駆除は、逆に生物多様性を損なう可能性がある。 |
|-----------------|---|

【市の考え方】 今後の参考

松くい虫被害木の伐倒後、マツを植える場合は、抵抗性クロマツを植栽していま

す。

松くい虫からマツを守るために用いる農薬は、農薬取締法に登録されたものであり、適切な使用を遵守しています。ナラ枯れ対策については、環境への影響を考慮した方法を検討してまいります。

| | |
|-----------------------|--------------------------|
| その 他 3 | 緑化には、樹種選定や組み合わせなどが重要である。 |
|-----------------------|--------------------------|

【市の考え方】 その他

公園の整備及び再整備における樹種の選定については、地域住民が参加するワークショップにてご意見を聞きながら決定しています。

| | |
|----------------------|--|
| 要 望 4 | 「環境保全団体に対しては、メンバーやパートナーシップ、活動資金を得やすくする仕組みが必要です」とあるが、現状と今後の取り組みを記してほしい。 |
|----------------------|--|

【市の考え方】 盛り込み済

環境保全活動を行っている市民団体からは、活動の担い手不足や資金不足が課題であるとの声が寄せられています。今後の取り組みについては、16 ページの「第3章 第2節」のネイチャーポジティブ・はままつプロジェクト3「パートナーシップ活動の拡大」において、取り組み内容を示しています。

| | |
|----------------------|--|
| 提 案 4 | 「豊かな自然と恵みを将来につなぐための人を増やす必要があります」とあるが、現状と目標を記してほしい。環境学習指導者などの能力、実際の教育活動の点検方法に問題がある。 |
|----------------------|--|

【市の考え方】 その他

16、17 ページの「第3章 第2節」のネイチャーポジティブ・はままつプロジェクト3「パートナーシップ活動の拡大」及び4「はままつ生物多様性人づくり」により、生物多様性の恵みを将来につなぐ人づくりを進めてまいります。なお、現状値、目標値につきましては、26 ページ「第4章 第2節」の成果指標に示しています。

環境学習指導者は、市が開催している養成講座の修了又は、環境カウンセラーや自然観察指導員などの各種資格の取得を登録条件としています。指導者の派遣終了後に学校等から提出される報告書については、指導者にフィードバックしています。

第2節 目指す将来像（3件）

| | |
|----------------------|--|
| 提 案 5 | 「自然」という言葉を「自然環境」とした方がよい。水田の写真は、区画整理がされた自然度の低い印象であるので、棚田のような写真を使ってはどうか。 |
|----------------------|--|

【市の考え方】案の修正

ご指摘を受け、「自然」を「自然環境」に修正します。なお、「自然環境」という言葉も人によって考え方が異なるため、本戦略に用いる「自然環境」の考え方を追記します。

また、生物多様性では、「生態系の多様性」を維持していくことも重要です。人と自然が共存する都市を目指すためには、原始的な自然のみでなく里地・里山も大切であると考えます。

《修正内容》

（修正前）

本市は、遠州灘海岸から、天竜川、三方原台地、南アルプス南端部の亜高山帯までを含み、全国で10番目の広さを持つ浜名湖など、多様な自然が存在しています。このような豊かな自然のなかで多様な生物が生まれ、みかんやお茶などの農業や天竜美林に代表される林業、遠州灘や浜名湖での漁業、そして繊維や楽器、輸送用機器などの産業が発展してきました。一部の自然環境は、人の営みによって失われたり、劣化したりしてしまいましたが、現在でも豊かな自然が残っています。

（修正後）

本市は、遠州灘海岸から、天竜川、三方原台地、南アルプス南端部の亜高山帯までを含み、全国で10番目の広さを持つ浜名湖など、多様な自然環境が存在しています。このような豊かな自然環境のなかで多様な生物が生まれ、みかんやお茶などの農業や天竜美林に代表される林業、遠州灘や浜名湖での漁業、そして繊維や楽器、輸送用機器などの産業が発展してきました。一部の自然環境は、人の営みによって失われたり、劣化したりしてしまいましたが、現在でも豊かな自然環境が残っています。

| | |
|-----------------|--|
| 要望 5 | とても素敵で将来像を実現するため、市、市民ともに取り組める計画としてほしい。 |
|-----------------|--|

【市の考え方】その他

本市は、豊かな自然の恵みにより様々な産業が発展してきました。多様な自然・生物と日々の暮らしが共存する都市を目指して、計画に基づき事業を進めてまいります。

| | |
|-----------------|---|
| 提案 6 | 浜松には原生林があるのか。イメージ図中の「洪水防止の機能を果たす水田」は生物多様性と直接関係がない。「斜面緑地による生態系ネットワーク」を「斜面緑地に残る生態系ネットワーク」、「防潮堤生態系を活用した防災・減災」を「防潮堤に創出した生態系を活用した防災・減災」、「河川愛護活動」を「河川を守る活動」、「生物多様性パートナーシップ」を「生物多様性保全パートナーシップ」にしてはどうか。 |
|-----------------|---|

【市の考え方】今後の参考

市内には、天竜区水窪町の白倉原生林などがあります。

イメージ図は、本戦略に基づき、生物多様性に関する取組を進めていくことで実

現する将来像の姿をあらわしており、第3章で記載している各主体の役割や施策・事業の取り組み方針、事業名なども示しています。

なお、本戦略では、生物多様性の保全に関わる直接的な取り組みだけでなく、間接的に生物多様性に寄与する取り組みも重視しています。ご意見は、参考として承ります。

第3節 基本方針（3件）

| | |
|------------------|--|
| その他 4 | 浜松市の公園は生物多様性への配慮が十分とは言えない。「緑化」も生物多様性を高めるには高度な配慮が必要である。 |
|------------------|--|

【市の考え方】今後の参考

公園内の緑の質の向上を図ることは、生物多様性の保全につながると考えます。ご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

| | |
|-----------------|---|
| 要望 6 | 8ページの2生物多様性を守るしくみづくりに「多様な主体の連携を図ります」とあるが、今は連携があまり取れていない。どう図っていくのか記してほしい。また、右側の表彰シーンのような写真の意味がわからない。 |
|-----------------|---|

【市の考え方】案の修正

16ページの「第3章 第2節」のネイチャーポジティブ・はままつプロジェクト3「パートナーシップ活動の拡大」に取り組むことにより、市・事業者・市民活動団体などによる連携を図ります。

ご指摘を踏まえ、写真の下部に説明を記載します。

《修正内容》

（修正前）

「説明なし」

（修正後）

「コアジサシ」、「浜松市生きものパートナーシップ協定締結式」、「環境学習会」

| | |
|------------------|--|
| その他 5 | 「森林レクリエーションによるストレス解消や健康増進、防風・防潮、水田による洪水防止」は生物多様性とは直接関係なく、生態系サービスである。説明がわかりづらい。 |
|------------------|--|

【市の考え方】その他

自然には現在社会が抱えている課題を解決する力がある例として示しています。NbS（自然を活用した社会課題の解決策）は、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」、「生物多様性国家戦略 2023-2030」にも取り入れられています。

なお、本コラムは、公表案では「第3章 行動計画」に掲載していましたが、構成を見直し、「第2章 戦略の目標」へ掲載場所を変更します。

4 第3章 行動計画

第1節 各主体の役割と戦略の体系（4件）

| | |
|------------------|--|
| その他 6 | 市民の役割の「エシカル消費」とイラストの「環境ラベルのついた商品の購入」が繋がりにくい。 |
|------------------|--|

【市の考え方】案の修正

エシカル消費とは、人や社会、環境に配慮した消費行動のことです。省エネ商品やリサイクル製品、資源保護等に関する認証がある商品などの購入が具体例です。このため、「環境ラベルのついた商品の購入」を例に挙げましたが、ご意見を踏まえ、イラストの説明書きを「環境に配慮した商品の購入」に変更します。

《修正内容》

（修正前）

「環境ラベルのついた商品の購入」

（修正後）

「環境に配慮した商品の購入」

| | |
|-----------------|---|
| 要望 7 | 現状では、浜松でエシカルライフを送ろうとしても対応している店舗が少なく、難しい状況である。 店舗の情報を発信したり、地産地消の店舗づくりに助成したり、供給を増やしてほしい。 |
|-----------------|---|

【市の考え方】今後の参考

本市はフェアトレードをまちぐるみで推進する「フェアトレードタウン」に認定されています。市内でフェアトレード商品が購入できる、店舗一覧、マップを作成し紹介するとともに、市ホームページにも掲載しています。今後、ご意見を参考に、より一層、エシカル消費が身近になるように事業を進めてまいります。

| | |
|-----------------|-----------------------------------|
| 要望 8 | 環境保全活動への参加のイラストは、植樹よりも他の活動のものが良い。 |
|-----------------|-----------------------------------|

【市の考え方】案の修正

ご意見を踏まえ、植樹から除草活動のイラストに変更します。

《修正内容》

（修正前）

「植樹のイラスト」

（修正後）

「植物管理のイラスト」

| | |
|-----------------|--------------------------------------|
| 質問 2 | 「市自らが事業者及び消費者として…」の「消費者」の意味を説明してほしい。 |
|-----------------|--------------------------------------|

【市の考え方】案の修正

市も市民・事業者と同様に事業及び消費活動（物品購入）を行っているため、率先して環境に配慮した行動をしていくという意味でしたが、ご意見を踏まえ、わかりやすく文章を修正します。

《修正内容》

（修正前）

「市自らが事業者及び消費者として、優先した環境への配慮行動を実践します。」

（修正後）

「市が実施する事業、物品購入において、優先した環境への配慮を実践します。」

第2節 ネイチャーポジティブ・はままつプロジェクト（6件）

| | |
|-----------------|---|
| 要望 9 | 生物多様性に関する問題点、課題、対策が網羅されている一方で、どこに重点を置いて対策するのかが分かりにくい。優先順位を明確に示すことが必要。 |
|-----------------|---|

【市の考え方】盛り込み済

目指す将来像の実現に向け、3つの基本方針を設定し、ネイチャーポジティブ・はままつプロジェクトとして4つの取り組みを重点的に実施することとしています。

| | |
|------------------|--|
| 要望 10 | 外来種対策は、新たに「入れない」ことが、生産性を高くするため、重要である。侵入が起きないように監視をするとともに、侵入した場合に素早く対処する体制を構築するため、市民に協力を呼びかける必要がある。 |
|------------------|--|

【市の考え方】今後の参考

ご意見のとおり、新たに外来生物を定着させない、定着しても早期に対策を実施することが、理想的な外来生物対策になります。特定外来生物による影響や「入れない」、「捨てない」、「広げない」という外来生物被害予防三原則について広く周知するとともに、市民などからの目撃情報の収集に努めます。また、環境省及び周辺自治体からの情報を注視してまいります。

| | |
|-----------------|--|
| 質問 3 | 市民も、クリハラリス、ヌートリア、アライグマ防除の実施主体となっているが、具体的にどんなことをするのか。 |
|-----------------|--|

【市の考え方】その他

クリハラリスの防除では、講習を受けた市民を捕獲従事者として登録し、防除に協力していただいています。

ヌートリア、アライグマについては、市民から目撃情報を提供していただき、防

除に活用しています。

| | |
|------------------|---|
| その他 7 | 特定外来生物を浜松市がどうするつもりなのか記述してほしい。市域で確認できる特定外来生物は15ページにまとめてあるが、防除の状態と進捗状況、問題点は何か、改善策は何か、説明が必要ではないか。これがないと、事態は前に進まない。 |
|------------------|---|

【市の考え方】その他

特定外来生物については防除することが望ましいと考えますが、市内では26種の特定外来生物が確認されており、全ての種を一斉に防除することは困難です。本戦略には記載しませんが、生態系への影響や、農業、生活被害を踏まえ優先順位をつけて個別に対応してまいります。

| | |
|-----------------|---|
| 質問 4 | 外来種であるミシシippアカミミガメは、捕獲した際にはどのように処分すべきか。 |
|-----------------|---|

【市の考え方】その他

捕獲個体をやむを得ず殺処分しなければならない場合、命あるものであることに鑑み、できる限り苦痛を与えない適切な方法で行う必要があります。市では、ミシシippアカミミガメに苦痛を与えないよう、冷凍処分しています。

| | |
|-----------------|---|
| 提案 7 | スクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）も15ページのリストに追加すべきではないか。 |
|-----------------|---|

【市の考え方】その他

15ページのリストは、市内で定着が確認されている外来生物法で指定された特定外来生物を記載したものであるため、特定外来生物に指定されていないスクミリンゴガイは、リストには含めていません。しかし、スクミリンゴガイは、水稲への甚大な被害を発生させることから、「生態系被害防止外来種リスト」において「重点対策外来種」に選定されています。そのため、市では駆除の助成金を交付するなどの対策を行っています。なお、特定外来生物への指定は、環境省が行っています。

第3節 施策・事業（25件）

| | |
|------------------|------------------------|
| 要望 11 | 貴重種、絶滅危惧種になった理由を記載すべき。 |
|------------------|------------------------|

【市の考え方】盛り込み済

1ページの「はじめに」において、生物多様性の損失の原因を記載しています。

| | |
|------------------|------------------------------|
| 要望 12 | 保護、保全すると記載が多いが、具体的な内容も明記すべき。 |
|------------------|------------------------------|

【市の考え方】 その他

個々の貴重種、絶滅危惧種の具体的な保護・保全対策は、本戦略への記載はありませんが、既に得られている知見や専門家の助言に基づき実施してまいります。

| | |
|------------------|---|
| 要望 13 | 貴重種の保全のためには、普通種を含めた周辺の生態系の生息・生育場所の保全についても記載する必要がある。 |
|------------------|---|

【市の考え方】 その他

ご意見のとおり、希少種だけで生態系は成り立たず、普通種を含めた様々な生物により生態系が成り立っています。そのため、普通種が生息・生育できる環境の保全を含めて、事業を進めてまいります。

| | |
|------------------|--|
| 要望 14 | 中央区（旧南区）には、オオタカやカワラハンミョウ等、貴重な動植物が生息しているため、保護をお願いしたい。 |
|------------------|--|

【市の考え方】 その他

貴重種の保護は、生物多様性の保全に重要です。今後も、本戦略に基づき、事業を進めてまいります。

| | |
|-----------------|--|
| 質問 5 | 公園で、クリハラリスに餌付けをしている人がいる。観光客等に対する餌付け禁止の啓発を行っているか。 |
|-----------------|--|

【市の考え方】 その他

クリハラリスにエサを与える方が未だにいることは承知しており、チラシを作成して啓発を行っています。また、公園において餌付け行為を発見した場合は、公園管理者が、口頭による注意を行っています。

| | |
|------------------|--|
| 要望 15 | すでに定着しているアライグマ、ヌートリアについては、早期に集中的に対処することが、結果的にかけるコストを少なくできることから、素早い防除を期待する。 |
|------------------|--|

【市の考え方】 盛り込み済

アライグマ、ヌートリアに関しては、市民から目撃・被害情報を収集し、その情報を基に捕獲を実施しています。さらに、隣接自治体からの流入及び本市からの流出があるため、隣接自治体との連絡体制の構築を進めてまいります。

| | |
|-----------------|---------------------------|
| 質問 6 | ヌートリアの駆除についてはどのように考えているか。 |
|-----------------|---------------------------|

【市の考え方】 その他

市民からの目撃情報をもとに、事業者へ委託をして駆除を進めていますが、目撃件数の増加から、生息域、生息数の拡大が推測されます。今後も継続した対策を進

めてまいります。

| | |
|-----------------|--|
| 提案 8 | ヌートリア等の外来種について、SNS による目撃情報の通報システムを設けてはどうか。 |
|-----------------|--|

【市の考え方】 今後の参考

現在、オンライン入力フォームにより、特定外来生物の目撃情報を受け付けています。ご提案のとおり、SNS での通報については有効であると考えますので、費用対効果などを踏まえ検討してまいります。

| | |
|-----------------|---------------------------------------|
| 質問 7 | 中央区三方原町に桜などが植えられた防風林があるが、公園にする計画はあるか。 |
|-----------------|---------------------------------------|

【市の考え方】 その他

現状では、当該地に公園を整備する計画はありません。

| | |
|------------------|---|
| 要望 16 | 中山間地域の人口減少、学校の統廃合などで住めなくなっているため、中山間地域に暮らしていける政策が必要と考える。 |
|------------------|---|

【市の考え方】 盛り込み済

生物多様性を守るため、中山間地域の里地・里山の保全は重要です。中山間地域への移住・振興支援、農業・林業支援などの施策を通じて、中山間地域を維持・活性化してまいります。

| | |
|-----------------|-----------------------------|
| 質問 8 | 浜松駅周辺でのムクドリ問題への対策はどう考えているか。 |
|-----------------|-----------------------------|

【市の考え方】 今後の参考

市では、ムクドリ対策に取り組んでいるものの、解決には至っていません。人と野生鳥獣との軋轢は大きな問題となっており、解消を図ることは課題であると考えています。

| | |
|------------------|---|
| 要望 17 | イノシシ、シカなどによる農作物の被害とクマによる恐怖があるので、厳しい管理を進めてほしい。 |
|------------------|---|

【市の考え方】 その他

浜松市鳥獣被害防止計画を策定し、イノシシ、シカ等による被害防止に努めています。また、クマ等の市民の生命、身体に係る被害が生じる動物に関しては、静岡県、警察、猟友会等と連携して対応してまいります。

| | |
|------------------|--|
| 要望 18 | 生物多様性や環境への影響を考えると農薬・化学肥料の低減への支援ではなく、有機農業を支援する施策が必要と考える。 地域全体での有機農業の推進をお願いします。 |
|------------------|--|

【市の考え方】 今後の参考

本戦略に記載はありませんが、国の交付金を活用し、有機農業を含めた環境保全型農業の取り組みを行っているところです。ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

| | |
|-----------------|---|
| 質問 9 | 「流域資源管理関係協議会プロジェクト」に「連携強化」とあるが、具体的にはどのような内容か。 気候変動による磯焼けなどの対策も含まれているか。 |
|-----------------|---|

【市の考え方】 その他

浜名湖地区水産振興協議会は、浜松市、湖西市、浜名漁業協同組合、浜名湖養魚漁業協同組合で構成され、浜名湖周辺の水産資源の保護に努め、活性化対策等について協議しています。具体的にはクルマエビや親うなぎの放流、アサリの保護対策事業への支援等を行っています。なお、気候変動による磯焼け対策は実施していません。

| | |
|------------------|---|
| 要望 19 | バイオマス発電は、火力発電と同様に二酸化炭素を排出するため、事業推進には疑問がある。 バイオマスは、燃料ではなく堆肥化など別の利活用方法を考えてもらいたい。 |
|------------------|---|

【市の考え方】 その他

バイオマス発電は、化石燃料を使用した発電とは異なり、二酸化炭素を吸収する植物等を燃料としています。そのため、吸収量と排出量が相殺されることとなり、温室効果ガスが実質的に増加しないことから、気候変動対策として有効と考えます。

| | |
|------------------|--|
| 要望 20 | 気候変動等により、新しい動物による被害が予想されるので、その対応も考えてほしい。 |
|------------------|--|

【市の考え方】 盛り込み済

気候変動と生物多様性は強い関係性があることから、本戦略にも気候変動対策を盛り込んでいます。

| | |
|------------------|--|
| 要望 21 | 公共工事において、治水・利水機能を損ねることなく、川の流れを必要以上に直線にしない、ワンドを作る、湿地帯や移行帯を残す（新たに作る）などといった、生物多様性が豊かな川を目指した河川工事を期待する。 |
|------------------|--|

【市の考え方】 盛り込み済

公共事業を含む一定以上の規模の開発行為に対し、「浜松市環境影響評価条例」及び「浜松市環境配慮指針」により環境への配慮を指導し、生物の生息・生育環境の保全に努めます。

また、21 ページ取り組み方針3事業名「河川改修における多自然川づくりの推進」に記載のとおり、河川・水路の計画・整備にあたり、良好な水循環や生物多様性に配慮し、生物の生息と生育環境の保全・創出を図る取り組みを推進します。

| | |
|------------------|---|
| 要望 22 | 海洋プラスチックの流出抑制のためのビーチクリーンは、とても素晴らしい取り組みである。 ごみ削減には、プラスチックフリーの商品を購入できるなど、脱プラスチックできる社会の仕組みを作るべきである。 |
|------------------|---|

【市の考え方】盛り込み済

クリーン作戦や海岸清掃支援などの施策にご賛同いただきありがとうございます。

「第3章 第3節」の取り組み方針4の事業として23ページに「はままつ脱プラスチック推進事業者登録」という対策を挙げております。これは、登録事業者と連携してプラスチックごみの排出抑制と資源循環意識の醸成を図る事業であり、脱プラスチックに資するものと考えております。

| | |
|------------------|----------------------------|
| 質問 10 | ボランティアへの清掃物品の提供とはどのようなものか。 |
|------------------|----------------------------|

【市の考え方】その他

海岸等において自発的に清掃活動を行うボランティア団体に対し、軍手、ごみ袋の提供及び市のホームページでの参加者募集の情報発信を支援しています。

| | |
|-----------------|---|
| 提案 9 | 市のホームページでは「ボランティアによる海岸清掃の清掃支援」と記載されているため、「ボランティアへの清掃物品の提供」を「ボランティアへの清掃物品の支援」に変更すべき。 |
|-----------------|---|

【市の考え方】案の修正

「海岸等の清掃への支援」とは、清掃物品の提供と参加者募集の情報発信を行うことを支援するものです。ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。

《修正内容》

(修正前)

「ボランティアへの清掃物品の提供、情報発信の支援を行います。」

(修正後)

「ボランティアへの清掃物品の提供及び情報発信の支援を行います。」

| | |
|------------------|--|
| 提案 10 | 「遠州灘海岸等でのクリーン作戦を行いプラスチックごみの海洋流出を防止する」とあるが「地域のごみ拾い」を追加してはどうか。 (海洋プラスチック問題は、町中のポイ捨てごみ等を無くすことが海岸ごみを減らすことが分かっているから) |
|------------------|--|

【市の考え方】その他

内陸部の屋外にあるプラスチックごみも、雨や風で飛ばされ河川などを通じて海

に流出することから、地域のごみ拾いも効果的な対策です。本戦略に記載はありませんが、市民への啓発を進めてまいります。

| | |
|------------------|--|
| 提案 11 | 生物多様性モニタリング、保護地域のモニタリングについて、具体的な事業内容、時期、回数などを記載すべきである。 |
|------------------|--|

【市の考え方】その他

本戦略には各事業の詳細な実施方法までは記載しませんが、本戦略の参考資料として作成する資料編に、生物多様性モニタリングの指標種、調査時期などを記載します。資料編は、市ホームページに掲載します。

保護地域のモニタリングについては、登録にあわせて検討し、適切に実施してまいります。

| | |
|------------------|---|
| 提案 12 | 事業名の「環境に配慮した商品の普及・啓発」は、「環境に配慮した商品の購入」と変えるべきである。 |
|------------------|---|

【市の考え方】その他

本事業は、グリーン購入や環境に配慮した商品について、市が市民に普及・啓発を行うものです。

| | |
|------------------|---|
| 提案 13 | 市内小学校4～5年生を対象に、地域の特色を生かした自然観察会を行ってはどうか。 |
|------------------|---|

【市の考え方】今後の参考

市民の生物多様性への関心を高めるためには、自然とふれあう、体験することが重要であるため、小学生を対象とした自然観察会の開催は有意義であると考えます。市内には地域の自然環境を生かした自然観察会などの環境教育に取り組んでいる小学校や、自然観察会を行っている市民活動団体があります。「浜松市環境教育ネットワーク」を活用した取り組みを検討してまいります。

| | |
|------------------|--|
| 提案 14 | 戦後直ぐの自然環境を知る人達から、当時の体験情報、写真情報などを集めることは、貴重な環境学習資産となる。 |
|------------------|--|

【市の考え方】今後の参考

過去の地域の自然に関する情報は、大変貴重であると考えます。デジタル推進部局等と連携し、デジタルコンテンツとして保存・活用できないか、検討してまいります。

5 第4章 戦略の推進体制と進行管理

第1節 推進体制・進行管理（2件）

| | |
|------------------|--|
| その他 8 | PDCA サイクルが回っていない。前戦略を適切に分析し、改善案を提示し、できるところから実施するサイクルが見えない。 「第2章 第1節」に掲げられた個々の「課題」に対応した対策を示す組み立てになっていないため、実践的な対策は取れないと考える。 |
|------------------|--|

【市の考え方】その他

4、5ページの「第2章 第1節」では、前戦略の評価も含めた課題を抽出し、課題1～3に対する基本方針を設定しています。本戦略の参考資料として作成する資料編にて、前戦略の7つの進捗管理指標について評価を記載します。資料編は、市ホームページに掲載します。

| | |
|------------------|--|
| 提案 15 | 「ネイチャー・ポジティブ」などの横文字の用語の使い方は注意する必要がある。トレンドのキーワードを使う場合には、注釈をつけ、意味が分かるようにすべきである。 「PDCA サイクル」の単語には名詞と動詞が混在している。動詞に揃えて「Action」は「Act」とすべきである。 |
|------------------|--|

【市の考え方】案の修正

ご意見を踏まえ、戦略の巻末に用語解説を掲載するとともに、下記のとおり修正いたします。

《修正内容》

（修正前）

「Action」

（修正後）

「Act」

第2節 状況確認（1件）

| | |
|------------------|--|
| 提案 16 | 確認指標と「第3章 第3節 施策・事業の項目 事業名 事業内容」が結びつかないため合せて記載すべき。 |
|------------------|--|

【市の考え方】その他

確認指標は、「第2章 第3節 基本方針」、「第3章 第3節 取り組み方針」ごとに代表的な事業を選定して記載しています。

6 その他（7件）

| | |
|------------------|--|
| 要望 23 | 「今、生物多様性は、開発や乱獲、里地里山の荒廃、外来生物や化学物質、気候変動などの様々な危機により、損失が進行しています」とある。生物多様性を守るために開発を規制（あるいは市が土地を取得）する必要があるのではないか。 |
|------------------|--|

【市の考え方】その他

公共事業を含む一定以上の規模の開発行為に対し、「浜松市環境影響評価条例」

及び「浜松市環境配慮指針」により環境への配慮を指導し、自然環境の保全に努めています。

| | |
|------------------|---|
| 提案 17 | 本戦略の取り組みや方針などをまとめたポータルサイトを作り、もっと積極的に情報発信してはどうか。 |
|------------------|---|

【市の考え方】 今後の参考

ご意見のとおり、生物多様性に関する取り組みが一つのサイトに情報がまとまっていることで、市民にわかりやすく伝えることができると考えますが、ポータルサイトには、作成・運営にかかる人工や経費が必要となることから、今後の検討課題とさせていただきます。

| | |
|------------------|-------------------------------------|
| 要望 24 | カタカナの専門用語が多く、高齢者を含む一般市民には意味が伝わりにくい。 |
|------------------|-------------------------------------|

| | |
|------------------|---|
| 要望 25 | 全体的にカタカナや記号が多くわかりづらいため、表や図、解説などで簡潔にすべき。 |
|------------------|---|

【市の考え方】 案の修正

ご意見を踏まえ、本戦略の巻末に用語解説を掲載することとします。

| | |
|------------------|---|
| 質問 11 | 佐鳴湖の浄化に向け、ヤマトシジミの定着に取り組んでいる団体があるが、活動の進捗はどのような状況か。 |
|------------------|---|

【市の考え方】 その他

かつて佐鳴湖に生息していたヤマトシジミの復活を目指し、市民団体が活動をしています。夏季高温期の生存率の低さが課題となっており、その解決に向けた取り組みが継続されています。

| | |
|------------------|------------------------------------|
| 要望 26 | 風力発電施設は、生物に悪影響があるため、建設には配慮をお願いしたい。 |
|------------------|------------------------------------|

【市の考え方】 その他

風力発電所設置による鳥類等への悪影響が指摘されている一方で、地球温暖化による気候変動も生物にとっての脅威となっています。そのため、現在、地球温暖化対策と生物多様性対策の両立が課題となっています。

一定以上の規模の開発行為に対し、「浜松市環境影響評価条例」及び「浜松市環境配慮指針」により環境への配慮を指導し、自然環境の保全に努めてまいります。

| | |
|----------------------------|---|
| そ の 他 9 | パブリック・コメントで、「住所および氏名または団体が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。」としているのは、市民の意見を聞きたくない意思表示ではないか。 |
|----------------------------|---|

【市の考え方】 その他

パブリック・コメント制度では、責任ある意見等の提出を求める趣旨から、原則として、住所、氏名または団体名の記載を求めています。

生物多様性はままつ戦略 2024

(案)

令和6年2月

浜 松 市

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



目次

| | |
|---------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第1章 戦略の基本的事項 | 2 |
| 第1節 戦略の位置付け | 2 |
| 第2章 戦略の目標 | 4 |
| 第1節 浜松市の生物多様性の課題 | 4 |
| 第2節 目指す将来像 | 6 |
| 第3節 基本方針 | 8 |
| 第3章 行動計画 | 10 |
| 第1節 各主体の役割と戦略の体系 | 10 |
| 第2節 ネイチャーポジティブ・はままつプロジェクト | 14 |
| 第3節 施策・事業 | 18 |
| 第4章 戦略の推進体制と進行管理 | 25 |
| 第1節 推進体制・進行管理 | 25 |
| 第2節 状況確認 | 26 |
| 用語解説 | 27 |



本文中の難しい用語（*マークがついているもの）は27ページ以降の「用語解説」に詳しい説明があります。



生物多様性の恵み

はじめに

地球上には、未知の種類を含めると3,000万種もの生物が存在すると考えられ、互いにつながりあって生きています。多様な生物がいること、それらの生物が関わりあい、様々な環境に合わせて生きていることを「**生物多様性**」といいます。そして、**生物多様性がもたらす様々な恵み**は、私たちの暮らしを支える不可欠な存在となっています。

今、生物多様性は開発や乱獲、里地里山の荒廃、外来生物や化学物質、気候変動などの**様々な危機**により、損失が進行しています。生物多様性の恵みを将来に渡り継承していくために、私たちは何ができるのでしょうか？一緒に考えてみましょう。



生物多様性の危機



第1章 戦略の基本的事項

第1節 戦略の位置づけ

●目的

本市では、市民・事業者・市が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取り組みを推進するため、2013（平成25）年3月に「生物多様性はままつ戦略」、2018（平成30）年3月に「生物多様性はままつ戦略2018」を策定しました。

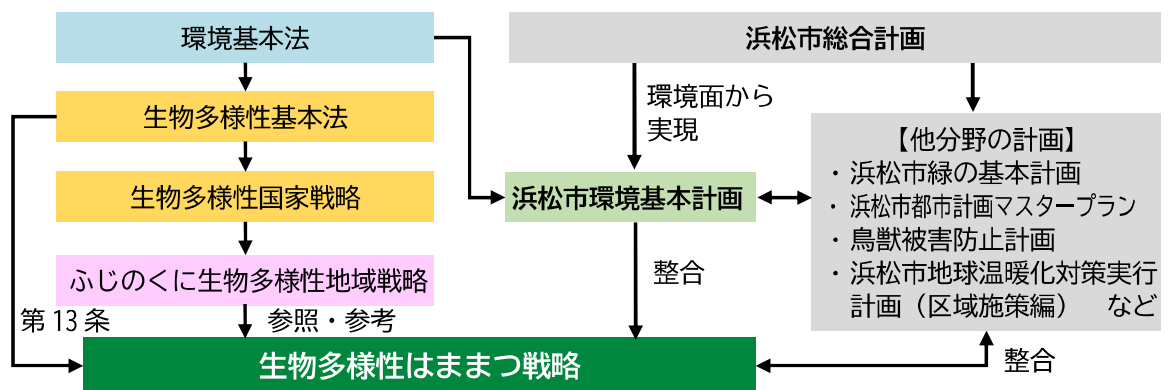
その後、人口減少や少子高齢化の進行、地球温暖化の進行、大規模災害の発生、市民のニーズの多様化など社会情勢が変化するとともに、生物多様性の損失が止まっておらず、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組*」や「生物多様性国家戦略2023-2030」を踏まえた戦略とする必要があることから、「ネイチャーポジティブ（自然再興）*」や「30by30 目標*」など新しい考え方を取り入れた「生物多様性はままつ戦略2024」を策定します。

●位置づけ

本戦略は、「生物多様性基本法」第13条に基づく生物多様性地域戦略として位置づけます。

本戦略は、「生物多様性国家戦略2023-2030」、「改訂版ふじのくに生物多様性地域戦略」のほか、「第2次浜松市環境基本計画」などと整合を図ります。

さらに、本戦略は、「浜松市総合計画」で明示した都市の将来像「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」の実現にも貢献するものです。また、「浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」では2050年のカーボンニュートラル*・脱炭素社会の実現を掲げており、生物多様性の側面からも貢献していきます。



●期間・対象区域

本戦略の計画期間は2024（令和6）年度から2033（令和15）年度の10年間とし、5年後の2028（令和10）年度に中間見直しを行います。

対象区域は、浜松市全域とします。



生物多様性に関する国内外の動向

野生生物の生息・生育環境が失われ、絶滅が深刻なものになってきたことから、1992（平成 4）年 5 月にブラジルで開かれた国連環境開発会議（地球サミット）において、「生物多様性条約」が採択されました。同条約の締約国会議では、2010（平成 22）年に「愛知目標」、2022（令和 4）年 12 月に「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。

国内では、「生物多様性基本法」が 2008（平成 20）年 6 月に施行されるとともに、2012（平成 24）年 9 月には愛知目標の達成に向けた「生物多様性国家戦略 2012-2020」、2023（令和 5）年 3 月には「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に向けた「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定されました。



生物多様性に関する新しい考え方

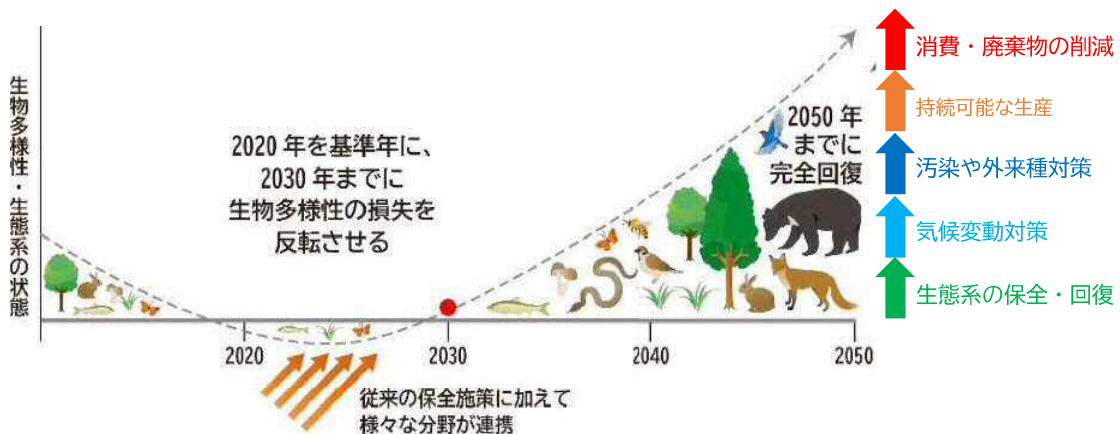
「昆明・モントリオール生物多様性枠組」や「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、目指すべき 2050 年ビジョンとして愛知目標で掲げた「自然と共生する世界（社会）」を引き続き掲げるとともに、2030 年ミッションとして、「2030 年までに自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」という、「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の考え方を掲げています。また、2030（令和 12）年までに陸域と海域の 30%以上を保全する「30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標」が掲げられました。

30by30 とは、2030 年までに地球の陸・海それぞれの 30%の面積を保全するという目標のこと



30by30 目標とは

ネイチャーポジティブの実現のためには、「生態系の保全・回復」「化学物質等による汚染対策・外来種対策」など生物多様性に関する取り組みだけではなく、「サーキュラーエコノミー*」、「カーボンニュートラル」などを積み重ねていく必要があります。



2030 年までのネイチャーポジティブに向けたイメージ

【資料：生物多様性国家戦略 2023-2030、生きている地球レポート 2022（WWF ジャパン）を参考に作成】



第2章 戦略の目標

第1節 浜松市の生物多様性の課題

●課題1 生きもののすみかを守り回復させる必要がある

前戦略（生物多様性はままつ戦略 2018）の推進を図っているものの、これまで失われてきた生物多様性が十分に回復しているとはいえません。そのため、引き続き貴重種の保護・保全、外来種への対策、野生鳥獣の適正管理などを行い、種や遺伝子の多様性を確保する必要があります。また、森林・農地、河川・湖沼・海岸、市街地の自然などの生態系の多様性を確保するための保全・再生を行うとともに、緑地や水辺のネットワーク*を回復していく必要があります。

■絶滅が危惧される貴重種の保全

絶滅が危惧される動植物を含む貴重種が確認されており、保護・保全が必要です。

■外来生物の拡大

アライグマ、クリハラリス、ヌートリアなどの特定外来生物*の生息分布が拡大し、農作物への被害や在来種の生息環境を奪ってしまうなどの影響が心配されます。

■野生鳥獣による被害発生

イノシシやニホンジカの適正管理、農作物等への被害防止等が必要です。

■森林・谷部斜面に残る緑地の保全

広大な森林の適正管理を継続していくことが必要です。
台地の谷部斜面に残る緑地については、山地と市街地を結ぶ緑地として保全が必要です。

■農地の減少・荒廃

耕作放棄や農地転用などで減少している農地の保全や環境に配慮した農業の推進が必要です。

■水産資源の漁獲量の減少

浜名湖のアサリやシラスウナギなどの漁獲量が減少しており、資源の回復が必要です。

■海洋プラスチックごみ*の漂着

海岸に海洋プラスチックごみが漂着し、生物への影響が懸念されるため、対策が必要です。

■松くい虫・ナラ枯れ*の被害発生

松くい虫やナラ枯れの被害が生じている森林への対策が必要です。

■市街地の自然の保全・再生

都市公園、生産緑地、市民農園、市民の森など市街地の自然を保全するとともに、緑化などにより自然を再生する必要があります。

■保護地域等の拡大

「30by30 目標」の実現に貢献するため、保護地域や OECM*（保護地域以外の生物多様性に資する地域）などの拡大が必要です。

●課題2 地域の生物多様性を守るためのしくみが必要である

生物多様性を保全するためには、市だけでなく、市民や事業者、市民活動団体、専門家などの多様な主体の連携が不可欠です。また、施策を効果的に推進していくためには、市域の自然環境の動向や動植物の状況を継続的に把握していくことが必要です。前戦略で取り組んできた生物多様性を守るためのしくみづくりをさらに発展させていく必要があります。

■環境保全活動の拡大

市民・事業者・市民活動団体・市などによる環境保全活動を拡大していく必要があります。

市民・事業者に対しては、生物多様性に貢献できる具体的な行動を示す必要があります。

環境保全団体に対しては、メンバーやパートナーシップ、活動資金を得やすくするしくみが必要です。

■生物多様性に関する情報提供

市内の動植物の生息状況などの生物多様性に関する情報をさらに充実させ、活用していく必要があります。

●課題3 豊かな自然と恵みを将来につなぐための人を増やす必要がある

生物多様性に関する市民の認知度は未だに低い状況にあります。生物多様性の重要性を社会に浸透させ、将来に引き継いでいくためには、市民一人ひとりの生物多様性保全への理解と行動が望まれます。そのため、生物多様性に関する教育の推進や環境学習指導者の育成、市民・事業者・市民活動団体への啓発や活動支援などにより、豊かな自然と恵みを将来につなぐための人を増やす必要があります。

■生物多様性に関する教育の推進

生物多様性についての教育を推進するとともに、環境学習指導者の高齢化が進んでいるため、新たな担い手を増やす必要があります。

■生物多様性の恵みの理解や認知度の向上

生物多様性の保全に対する行動変容を促すため、生物多様性の恵みについての理解を深める取り組みが必要です。



コラム

「生物多様性国家戦略 2023-2030」の課題

①生態系の健全性の回復

- ・生物多様性の損失速度は緩和されてきたが、回復軌道には乗っておらず、今後は気候変動による影響の増大も懸念される
- ・生態系の健全性を回復させることが必要

②自然を活用した社会課題の解決

- ・自然環境を社会・経済の基盤として再認識し、自然の恵みを維持・回復させることが必要
- ・自然を持続可能に活用し、多様な社会課題の解決を図ることが必要

③ネイチャーポジティブ経済の実現

- ・ビジネスにおける生物多様性の保全を、リスクでなく機会と捉えるとともに、生物多様性・自然資本の観点を事業活動に統合させることが必要

④生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動

- ・自然は社会経済の基盤であるという価値観を広く浸透させ、一人ひとりの具体的な行動につなげていくことが必要

⑤生物多様性に係る取り組みを支える基盤整備

- ・生物多様性保全は、多様な主体による取り組みに支えられており、それらの取り組みや連携の推進が必要

第2節 目指す将来像

【目指す将来像】

海から山まで 多様な生物と人々の暮らしが共存する都市

～はままつから、“ネイチャーポジティブ”へ～



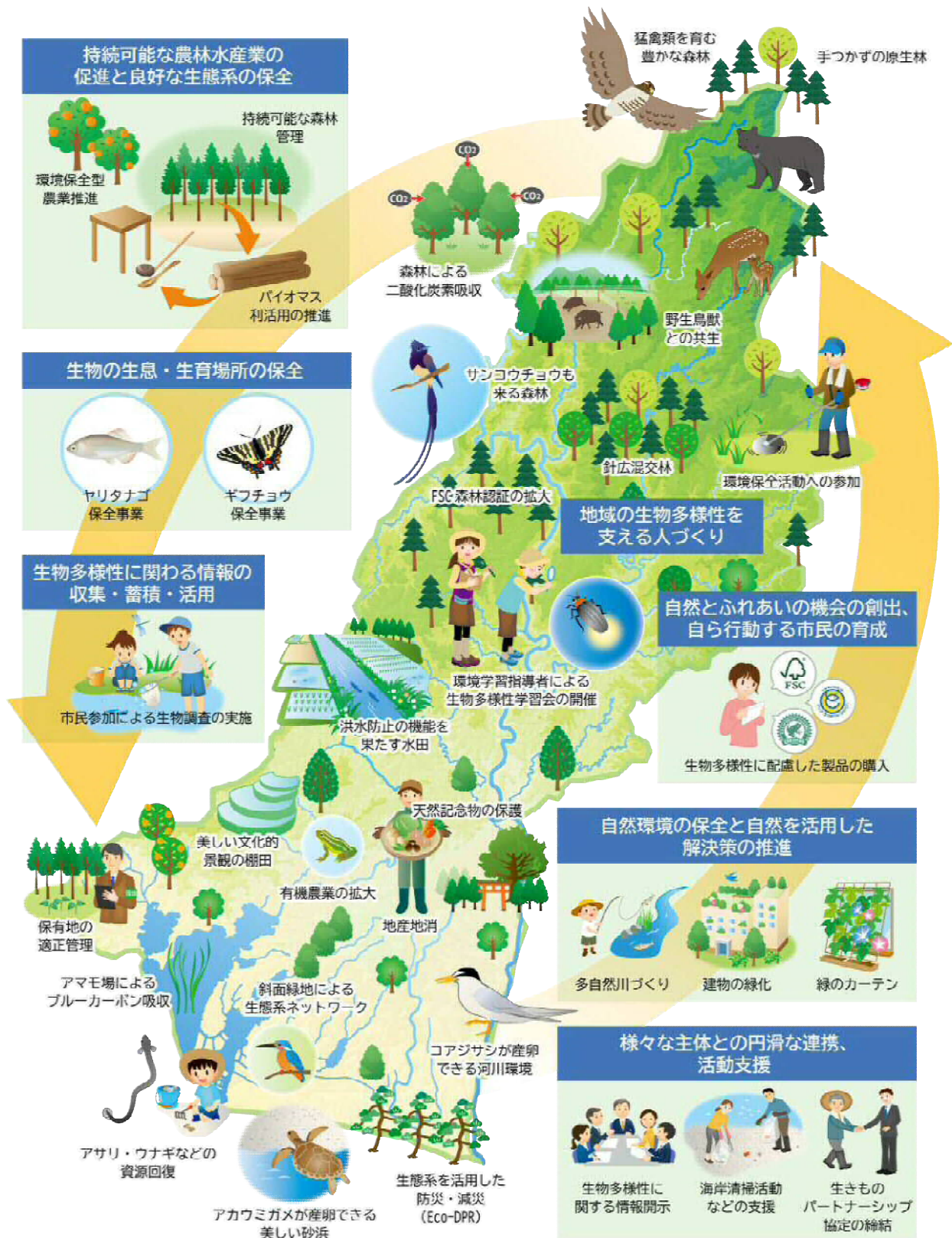
本市は、遠州灘海岸から、天竜川、三方原台地、南アルプス南端部の亜高山帯までを含み、全国で10番目の広さを持つ浜名湖など、多様な自然環境[※]が存在しています。このような豊かな自然環境のなかで多様な生物が育まれ、みかんやお茶などの農業や天竜美林に代表される林業、遠州灘や浜名湖での漁業、そして繊維や楽器、輸送用機器などの産業が発展してきました。一部の自然環境は、人の営みによって失われたり、劣化したりしてしまいましたが、現在でも豊かな自然環境が残っています。

そこで、国が目指す2050年ビジョンや2030年ミッションを踏まえつつ、本市の目指す将来像として「海から山まで 多様な生物と人々の暮らしが共存する都市」を掲げます。この将来像は、「生物多様性はままつ戦略」（2013（平成25）年3月）から継続して目指しているものですが、本戦略では生物多様性の損失を止め、さらに回復軌道に乗せることを新たな目標とし、「はままつから、“ネイチャーポジティブ”へ」をサブタイトルに掲げます。

※「自然環境」という言葉の捉え方は、人それぞれで異なりますが、本戦略では「生物の生息・生育している環境のこと」を「自然環境」と呼んでいます。



目指す将来像へのイメージ



第3節 基本方針

本戦略の目指す将来像を実現するため、以下の3つの基本方針を掲げ、それぞれに位置づける施策・事業を実施していきます。

1 多様な生物のすみかの保全と回復

貴重種の保護・保全、外来種への対策、野生鳥獣の適正管理などを行い、種や遺伝子の多様性を確保します。また、森林・農地、河川・湖沼・海岸、市街地の緑地などの保全・再生を行うことで生態系の多様性を確保するとともに、緑地や水辺のネットワークを再生・創出し、生きものの生息・生育場所をつなげます。



コアジサシ

2 生物多様性を守るしくみづくり

生物多様性を保全するため、市民・事業者・市民活動団体・専門家などの多様な主体の連携を図ります。また、施策を効果的に推進していくため、市域の自然環境の動向や動植物の状況を継続的に把握していきます。保護地域や自然共生サイト*のさらなる拡大や質の向上を図るなど、生物多様性を守るためのしくみづくりを行います。



浜松市生きもの
パートナーシップ協定*締結式

3 生物多様性の恵みを将来につなぐ人づくり

生物多様性に関する教育の推進や環境学習指導者の育成、市民が自然とふれあう機会をつくることなどにより、豊かな自然と恵みを将来につなぐための人を増やします。



環境学習会